

令和4年度「かながわクリーン運動」実施要領

1 趣旨

「さわやかな かながわ」をテーマに、県民一人ひとりの積極的な実践と相互の協力により、美しく清潔で住みよい県土づくりを行う。

県、市町村、関係団体は、県民運動として盛り上げ、輪を広げていくために、支援、協力を行うとともに、それぞれの立場で県土の美化を推進する。

2 実施方針

名称： 「かながわクリーン運動」

テーマ： 「さわやかな かながわ」

期間： 年間を通して実施する。

※ 例年、強調期間（強調日）を設定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「かながわクリーン運動」としては定めないこととする。

一方で、国及び本県において、次の期間を設定している又は設定する予定があることを申し添えるので、実施時期の参考としていただきたい。

【国】

- ・ 環境の日（6月5日）
- ・ 春の海ごみゼロウィーク（5月28日～6月12日）
- ・ 秋の海ごみゼロウィーク（9月17日～9月25日）

【県】

- ・ かながわ環境月間（予定：6月1日～6月30日）
- ・ 不法投棄撲滅強化月間（予定：11月1日～11月30日）

また、地域ごとに、その実情に応じた判断により強調期間を設定することについては、差し支えないものとする。

主 唱： 神奈川県

実施主体： 県民、関係団体、市町村、神奈川県

留意事項： 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策（対人距離を確保し3密を避ける、マスクや手袋を着用する、消毒設備の設置等）に配慮すること。

そ の 他： 「かながわクリーン運動」に関する取りまとめ等の事務は、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課が行う。

また、令和4年度から、神奈川県資源循環推進課は、令和4年3月に開設したLINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」において、各実施主体の取組みに関する広報を行う。

3 実施内容

実施主体は、それぞれの立場で次のような活動を推進する。

(1) 美化活動の実践

- ア 公園・道路・港湾等の美化活動
- イ 海洋・海岸・河川・山岳等の美化活動
- ウ 個人や団体の美化活動への支援
- エ 美化活動功労者の表彰

(2) 美化活動・不法投棄防止の普及・啓発等

- ア ポスター等による啓発
(テレビ、ラジオ、ホームページ、新聞、広報紙、ちらし、看板、横断幕、
電車・バス・駅構内・街頭・海岸・キャンプ場での放送等)
- イ 環境美化教育の推進
- ウ 不法投棄監視パトロール等の実施
- エ 「かながわプラごみゼロ宣言」に関する取組

(3) ごみの減量化・再資源化の実践

(4) その他、かながわクリーン運動に関連すると考えられる活動